

公開ゼミ問題 (元判：札幌高判平成 12 年 3 月 16 日)

甲女は、離婚した A との間に生まれた子 B (3 歳) とともに、乙と福岡市のアパートで同棲生活をしていた。甲は乙から手拳や金属製のパイプによる殴打などの暴行を受けたことが何度かあったが、その都度、乙の留守を見計らって実家に逃げ、しばらくすると、乙から戻るようにやさしく言われ、暴力を振るわないなどと約束されて、再びよりを戻すということを 3、4 回繰り返していた。

その後、宇部市のマンションに引っ越してからも、乙の甲に対する暴行は続いた。さらに、乙は B の食事の行儀が悪いときなどに、B を長時間正座させたり、殴打したりするなどせっかかんを加えるようになった。

ある日、子供部屋のおもちゃが少し移動していたことに気づいた乙は、「おもちゃ散らかしたのはお前か。」と B に強い口調で尋ねた。妊娠約 6 カ月の状態にあった甲は、乙が B にせっかかんを加えるかもしれないと思ったが、台所で夕食の準備をしながら無関心を装っていた。乙は、甲がせっかんの様子を見てるとせっかかんがやりにくかったので、後ろを振り返り甲がいないか確かめながら、B の顔面、頭部を平手及び手拳で多数回殴打し、転倒させるなどの暴行を加えたため、B は蜘蛛膜下出血に伴う脳機能障害により死亡した。

甲の罪責について論ぜよ。